

明治初頭における江戸組寺の動向 「定書」の与えた影響

三吉廣明

目次

はじめに

一、明治初頭の寺社に対する政策

二、明治維新直前の組寺

三、「寺院明細帳」「寺院明細簿」に見られる記述

四、小結

はじめに

拙稿「法華宗江戸組寺「定」について」¹⁾において、江戸組寺の形成と運営について確認した。「定」では僧侶としての素行や組寺間の慶弔に関する取り決めなど非常に細やかな内容まで定められており、幕府と寺院、本寺

と末寺という関係性のなかでは焦点が当てられてこなかった協同体である組寺という組織のあり方が示されていた。江戸期の江戸在住の法華宗寺院が幕府や本山といった上部組織が定めた法令を遵守することを第一義とし、本山が異なるなどの理由によって独自性を有した組寺間の和を尊重する規則を作成していたこと、庶民に対しては檀家制度によって形成された密着した関係性を維持するために僧侶の普段の行為を戒め、またさらなる信仰を得るために組寺内で協力体制・相互監視体制を取っていたという事実を示すことができた。

この「定」の巻末には「定」制定以降の住職就任記録が残されているが、それは慶應三年（一八六七）三月までの記録である。しかし、周知のように、同年十月には王政復古の大号令、翌年には明治へと改元がなされ、幕藩体制の崩壊、明治新政府の成立と、激動の時代を迎えることとなる。こうした激動の時代に江戸組寺はどのように対応していったのか、特に明治元年（一八六八）三月に出された太政官布告、いわゆる「神仏分離令」に端を発する神仏分離・廃仏毀釈の動きに江戸組寺がどのように対応していったのか、「定」の記録からは確認することができない。

本稿では、明治初頭に作成された『寺院明細帳』（明治五年成立）、『寺院明細簿』（明治十年成立）を基に、幕末から明治維新にかけての激動の時代を江戸組寺がどのように乗り越えていったのかの一端を明らかにしたい。

一、明治初頭の寺社に対する政策

改めてではあるが、明治初頭に行われた、神仏分離、廃仏毀釈とはどういったものであったのか、確認しておきたい。拙稿でかつて述べたが、江戸組寺の中には「講」や神仏習合の姿があった。そのため、いわゆる神仏

分離令、廃仏毀釈の影響を大きく受けていたことが考えられる。

神仏分離令

明治政府が發布した法令で、明治元年（一八六八）三月十七日「神祇事務局ヨリ諸社へ達」を初見とする一連の布達を総称している。明治政府は江戸時代の仏教国教化政策を否定し、神道国教化政策をすすめた。その過程で神社の中から仏教的色彩を排除しようとしたのが、神仏分離政策である。明治政府は明治元年三月十七日には、全国の神社に対し、神仏習合のため「別当」「社僧」と呼ばれていた僧侶に還俗を命じている。十一日後の三月二十八日には、（一）神名に仏教的用語を使用している神社の書上げを命ずるとともに、（二）神体を仏像としている神社は仏像を取り払うべきこと、また本地仏・罽口・梵鐘もとりはずすべきこと、などを命じている（神仏分離令）。四月十日にも神体が仏像の神社、本地仏・罽口・梵鐘をもっている神社にはそのとりはずしを再度命じている。閏四月四日には、別当・社僧は還俗の上、神主・社人の名称にかえ、神道に転ずべきこととの布達が出され、僧侶↓還俗↓神官のコースが設定された。同月十九日には神職の者の家族に至るまで、仏教式の葬祭をやめ、神道式の葬祭を行うよう布達された。これは江戸時代以来続いた寺請制度の否定である。このように神社から仏教色をとりさつて行く政策が着々ととられていった。この波にのり、これまで僧侶の風下におかれていた神官たちは、この時とばかり明治政府の威をかりて、神仏分離にとどまらず、廃仏毀釈運動を展開し、全国各地の廃仏の実態は枚挙にいとまがないほどである。特に国学者や神道家たちの勢力が強い地域での仏教寺院の弾圧はすさまじかった。一方仏教寺院からの大反発をうけた明治政府は、神仏分離が廃仏毀釈でないことをしばしば力説している。そして過激な行動には警告を発している。たとえば明治元年四月十日、「社人共俄ニ威権、陽ハ御趣意卜称シ、実ハ私憤ヲ齎シ候様ノ所

業出来候テハ、御政道ノ妨ヲ生ジ」るので心得違いのないようにさとしているし、同年九月十八日、「神仏混淆不レ致様、先達御布令有レ之候共、破仏之御趣意ニハ決而無レ之処」と布達した。しかしこのことはとりもなおさず全国各地で廃仏毀釈が行われたことを意味している。（以下略）¹

神仏分離といえば、いま挙げたように、神社から仏教色を排除する動きについてが主であったことがわかる。しかし、同時に仏教寺院に含まれる神道的要素についても言及がなされていることも「別当」などと呼ばれていた僧侶の還俗などから確認できる。その中で江戸組寺、特に猿江稲荷の別当寺であった妙壽寺や、西の市で有名な長國寺などでは、場合によっては全て神道とされていた可能性も存在する。特に妙壽寺の場合は、猿江への移転の時から猿江稲荷別当職を兼ねていたため、場合によっては還俗の対象となっていた可能性もある、そうした中で当時の住職や檀信徒が、寺院を護持したということは注目に値するであろう。

廃仏毀釈

仏教寺院や僧侶を排斥する思想や行動。廃仏毀釈が全国的な運動として展開するのは、明治初年であるが、江戸時代にも小規模ながら各地で行われている。（中略）江戸時代寺請制度により檀家を寺院の経営基盤とした僧侶たちは、自宗の信仰はもとより、教学や修行に対する厳しさをなくし、信仰抜きに民衆収奪に専念した。当然のことながら識者の批判的となり、右の三藩（筆者注…近世中期に廃仏毀釈が行われた会津藩・水戸藩・岡山藩）ほどではないが、廃仏毀釈の思想は全国各地に伝播していった。近世中後期の廃物論者の数は枚挙にいとまがないほどである。一方民衆の批判は各地に数多く散在する庄屋（名主）日記に垣間見ることができ、このことから廃仏毀釈の思想が民衆にかなり広範囲に定着していることがわかる。このような動きに対して、各藩に残存している史料をみる限りにおいても、藩の法令の中に、寺院僧侶の生活の

華美に対する批判、堂塔伽藍の寄付の制限、墓石の寸法の制限、戒名料の制限、宗祖の遠忌の寄付の制限、葬祭への出費の制限などがみられ、おびただしい統制が繰り返されている。(中略)このように幕末には、これまで際限なく収奪していた寺院僧侶に対して徹底的に批判がなされることになった。幕藩領主はもとより、儒者・国学者・水戸学者・神道学者たちの批判の矛先はきわめてするどく、また批判される仏教者の側にも寺院の現状に対する批判・反省を強調する者がでてきたといふことはいうまでもない。このような時期、すなわち明治元年(一八六八)明治政府は神仏分離令を施行した。しかも政府の神祇事務局の指導者たちの多くは、復古神道を信奉する者であったため、当然敬神廃仏すなわち廃仏毀釈に赴いた。この時点で江戸時代の仏教国教が神道国教に急旋回し、伊勢神道を頂点とする神道国教化政策が着々と推進されていった。一方寺院僧侶から収奪の限りをつくされてきた民衆も廃仏毀釈運動にはこぞって参加し、堂塔・伽藍や、佛像・仏画・絵巻物・経典・什物などの破却・焼却に手を貸した。(中略)以上のように、廃仏毀釈運動は江戸時代の信仰をくつがえすとともに、国家神道推進の強力な思想として展開していったのである。

『国史大辞典』には記述がないが、全国各地では無檀・無住寺院の破却が多く行われていた。それは明治五年(一八七二)十一月八日に出された太政官布告第三百三十四号にも示されている。そこには

諸寺院中總本寺本山ヲ除ノ外無檀ニシテ無住ノ向ハ自今渾テ被廢止候條各地方官ニ於テ夫々廢寺處分ノ上宗名寺號其詳悉取調教部省へ可届出候事

但佛像什器等ハ本寺法類ノ内最寄寺院へ合附爲致堂宇建物ノ儀ハ最初營造ノ次第ヲ追ヒ官營ハ公取シ私造ハ其人民所分ニ可相任官私ノ別不分明ノ向ハ適宜ニ取計ヒ趾地所置ノ儀ハ總テ大藏省へ可伺出候事とあり、江戸組寺に於いても、住職不在という事態は許されない状況にあったと考えられる。

明治初頭における江戸組寺の動向、「定書」の与えた影響（三吉廣明）

その上で、明治維新时期（明治元年～明治一〇年までとして）の仏教史を概観したい。

表1 明治維新时期における事項⁶⁾

明治元	一八六八	三一三…神祇官最高・祭政一致の太政官布告が出される 三二二八…神仏判然令が出され（神仏分離）、廃仏毀釈が起こる 七一八…太政官・神祇官・民部省・宣教使などが設置される
明治二	一八六九	一一三…「大教宣布の詔」が出される
明治三	一八七〇	四一〇…一〇…民部省に寺院寮が設置される 一一五…社寺領上地令が出される
明治四	一八七一	八一八…神祇官が神祇省に改められる 一〇一三…宗門人別帳が廃止される 三一四…神祇省が廃されて教部省が設置される 四一二五…教導職が設置される、僧侶の肉食妻帯蕃髪が許可される 四一二八…教導職に対して「三条の教則」が交付される 六一九…末派寺院の取り締まりのため、各宗に管長一名が置かれる 一一一八…本山を除き、無住、無檀の寺院は廃寺処分とし、土地はその成立に従い処分されるという太政官布告が出される
明治六	一八七三	一一一〇…大教院が東京紀尾井坂の紀州邸跡に設置される 二一七…芝の増上寺に大教院が移される

		二一四〇キリシタン禁制の高札が撤去される
明治七	一八七四	三一〇二各派ごとに管長一名が置かれる
明治八	一八七五	五一三〇島地熱雷らの大教院分離運動により大教院が解散となる 一一二七二「信教の自由保障の口達」が発せられる
明治十	一八七七	一一一一教部省が廃止され、社寺・教務関係事務は内務省の所屬となる 一一一九二内務省に社寺局が設置される

概観ではあるが、所轄官庁の変更や廃止、それまで行っていた戸籍業務の廃止など、寺院にとっては死活問題ともなりうる状況にあったことが言えよう。

二、明治維新直前の組寺

上記のような動きの中で、江戸組寺は当時どのような活動をしていたのか、そしてこの危機をどのように乗り越えていったのであろうか。まず、「定」に記された、明治維新直前の各寺院の住職を示す。「定」には住職交代の記録のみあり、交代記録の無い寺院については、各寺院に確認したものの戦災等で十分な史料が現存しておらず、推測した箇所もある。

明治初頭における江戸組寺の動向、「定書」の与えた影響（三吉廣明）

表2 明治維新期直前の江戸組寺住職一覽

寺院名	住職名	院号等	入院時	年齢等	師弟関係等
水隆寺	日穩	教導院	慶應元年七月	三十歳	九月披露 細草中座
感應寺	日靈	泰遂院	安政六年未三月		
乘泉寺	日扇		安政三辰年	二十八歳	細草檀林中座席
本光寺		事妙院	慶應元年丑八月		
長國寺	日有	泰央院	文久二年戌六月		
妙壽寺	日守		安政三辰年十一月	二十七歳	已（著者注…安政四年）五月披露
啓運寺	日照		嘉永三戌年十一月	三十四歳	沼田檀林中座寮
法昌寺	日音		嘉永五壬子年三月	三十五歳	伏見妙龜山玄義七席
光隆寺	日照	本地院	慶應三年三月	四十歳	龜檀中座
本性寺		一如院	慶應二年寅二月	三十九歳	龜檀玄能
妙泉寺					
真源寺	日瓊	慈雲院	安政四巳年十一月	四十五歳	細草談所文句八之節
清雄寺	日勇	好謙院	安政四巳年五月	五十六歳	城州伏水隆閣寺檀林玄能

「定」の記録に従うならば、彼らが江戸期最後の住職となる。彼らの経歴を見ると、既に各本山にあった檀林とは関係なく、様々な所から招聘されていることが分かる。能興両山末であった水隆寺に細草檀林から入寺した者や、光長寺末の法昌寺に伏見大亀谷檀林からの住職が就任、また「歴代譜」によれば、妙運寺末の清雄寺の日

勇師は光長寺末の湯船本蓮寺から入寺していることが記録されている。これらの例のように、本山の意向ではなく組寺のネットワーク、各住職のネットワークに依って、就任するようになっていたことが推測できる。

また、残念ながら妙泉寺については、「定」から住職の存在は確認出来ていないが、各寺院にそれぞれ住職が配されており、寺院運営の要とも言える住職が、欠けることのないよう運営がなされていたことが分かる。

なお、幕末～明治初頭において、江戸では上野戦争が起こり、当時仲御徒町にあった啓運寺が焼失、安政二年の地震で本性寺本堂が倒壊し明治十年時点で未再興、安政三年の大風にて感応寺本堂が倒壊し、慶応二年に仮設本堂が建立、原因は不明であるが法昌寺も明治十年時点で仮本堂であったことが、各寺院の記録等から確認出来た。

三、「寺院明細帳」「寺院明細簿」に見られる記述

次に、明治五年に編纂された「寺院明細帳」に見られる記述について確認していく。「寺院明細帳」とは、明治五年六月に教部省より出された通達を受けて、各府県単位で取り纏められたものである。当宗に関連する「寺院明細帳」は正式には「日蓮宗・時宗本末一派寺院明細帳¹⁰」といい、東京府によって取り纏められたものである。以下に一例を挙げる。

明治初頭における江戸組寺の動向、「定書」の与えた影響（三石廣明）

写真1 「日蓮宗・時宗本末一派寺院明細帳」「長國寺」の項

日蓮宗勝券派

水東津縣管轄上総國長柄郡勢果村

東京下谷龍泉寺村

本山

本立山

一 鷲山寺末

長國寺

寛永七庚寅年三月創立
開祖本山鷲山寺茅十三世日乾

水東津縣管轄上総國長柄郡入山津村之産水島文
石簡門三男文政十丁亥年十月十二日全村妙應寺
於寺傳度上総國大治郡檜村、於ノ三十七ヶ年修學明
治三年壬午五月住職

茅廿二世住職

日全

壬申五十七歳

一 境内 二千三十八坪 羊貢地

一 檀家 四十軒

記載内容としては、宗派、本山所在地、本山、寺院所在地、山号、寺院名、創立年、開基開山、現住職略歴、代
数、住職名、年齢、境内地、檀家数

と、寺院の基本的な情報が網羅されている。先に挙げた太政官令にもあるように、無檀・無住の寺院は破却対象ともなっていた。その中で、江戸組寺はどのようにその危機を乗り越えたのであろうか。

以下に、江戸組寺十三カ寺がどのように記載されているのか、一覽を示す。なお、住職略歴については、出自、学歴、入寺時に分けて示した。掲載順については「寺院明細帳」の頁順に従った。

表3 「寺院明細帳」記載の住職一覽

寺院名	歴世	住職名	年齢	出自	学歴	入院時
長國寺	二十一世	日全	五十七歳	木更津県管轄上総国長柄郡入山津村之産、木島文右衛門三男、文政十丁亥十月十三日全村妙聴寺ニ於テ得度	上総国大沼田檜林ニ於テ三十七年宗学、	明治三庚午年五月
本光寺	十六世	日因	三十九歳	東京下谷万年町二丁目之産○池田富五郎次男、弘化三丙午年本山鷺山寺ニ於テ得度	上総州大沼田檜林ニ於テ二十七年修学	明治四辛未年十月
妙泉寺	但住職無之、東京本所太平町水降寺日研兼務					
本性寺	但住職無之、東京本所太平町水降寺日研兼務					
水降寺	二十三世	日研	三十四歳	小田懸管轄備後国深津郡福山之産三吉三右衛門長男、嘉永二己酉年四月八日小田懸管轄備中国都宇郡新庄村本降寺ニ於テ得度	上総州細草檜林ニ於テ十五ヶ年修学	慶應元乙丑年七月

明治初頭における江戸組寺の動向、「定書」の与えた影響（三吉廣明）

啓運寺	法昌寺	感應寺	光隆寺	真源寺	清雄寺	乘泉寺	妙壽寺
						十一世	十七世
記録無し	但住職無之、當村感應寺日領兼務	日領	日照	日有	東京猿江町妙壽寺日守兼務	日誠	日守
		四十七歳	五十一歳	六十五歳	當府小川町之産、本田政五郎次男、文政七甲申年十月十三日當村感應寺ニ於テ得度	二十八歳	四十二歳
		石川懸管轄加賀国石川郡金沢之産、宗田半右衛門三男、天保五甲午年七月七日全所本光寺ニ於テ得度	香川懸管轄讃岐国香川郡高松之産、山地嘉兵衛三男、文政十二年己丑年四月八日全所大本寺ニ於テ得度	學	上総州細草檀林ニ於テ五ヶ年修	小田懸管轄備後国深津郡福山之産三吉三右衛門次男、万延元庚申年四月二十八日岡山懸管轄備中国御野郡濱野村松壽寺ニ於テ得度	東京本所町之産、士族小島利大夫次男、天保八丁酉年二月八日於當寺得度
		學	修學	學	學	上総州細草檀林ニ於テ九ヶ年修	上総州細草檀林ニ於テ二十一ヶ年修學
		明治元丙辰年十月	慶應三丁卯年三月	慶應三丁卯年九月		明治三庚午年三月	安政三丙辰年十一月

先に挙げた江戸末期の住職一覽と対照すると、明治五年まで住職を勤めていたのは妙壽寺の日守師のみである。水隆寺の日研師については、先に挙げた表2の教導院日穂師と就任年月日が同一であるが、年齢が異なることや日号が異なることから別人物であり、誤記の可能性が高いと思われる。いずれにせよ、どの住職も慶應年間から明治初頭にかけて入院していたことがわかる。拙稿「法華宗江戸組寺「定」について」で挙げたように、江戸組寺の住職は頻繁に交代がなされていた。¹¹ その中で、明治初年の廃仏毀釈、神仏分離という宗教政策の大変動に対して、住職の就任や兼務といった手段で組寺を守ろうとしていたことが見て取れるのではないだろうか。

次いで明治十年に纏められた「妙満寺八品・興門本成寺・黄葉・時宗明細簿」¹²（通称「寺院明細簿」）中の各寺院における住職名を見ていく。順は「寺院明細帳」の順に従った。

表4 「寺院明細簿」記載の住職およびその肩書一覽

寺院名	肩書	住職名
長國寺	権少講義	木島日全
本光寺	教導職試補	田中要存
妙泉寺	教導職試補	渡邊智導
本性寺	中講義	石濱日勇
水隆寺	権中講義	三吉日研
妙壽寺	少講義	三吉日誠
乗泉寺	訓導	米田日領
清雄寺	権少講義	奥山一道

真源寺	少講義	蓮池日經
光隆寺	訓導	能受隆繼
感應寺	教導職試補	郎山亮應
法昌寺	教導職試補	森本實傳
啓運寺	教導職試補	板倉日順

彼らの肩書については、明治五年に制定された教導職に基づくものであり、その階位は次の通りである。

表5 教導職階位

階級
大教正
権大教正
中教正
権中教正
少教正
権少教正
大講義
権大講義
中講義
権中講義
少講義
権少講義
調導
権調導

明治五年の「寺院明細帳」と同一人物として、長國寺の木島日全師、永隆寺の三吉日研師、乗泉寺から妙壽寺に移った三吉日誠師がいる。その他、組寺住職の中で最も高位であった本性寺の石濱日勇師は「法華宗年表」に依れば、明治十二年（一八七九）六月に大教院で行われた八品派四山と妙蓮寺との皆久問答の対決を受け、管長交代が難しくなったことを受けて管長代理に就任している⁽¹⁾。また、永隆寺の三吉日研師は、長國寺の日全師より二十三歳も年少であったにもかかわらず、教導職としては上位の権中講義に任ぜられており、江戸組寺を古くから知る人物であったことが分かる。加えて日研師は明治十一年（一八七八）には管長代理に就任しており、当時、⁽²⁾皆久論争の中で妙蓮寺が独立を目指していたという大きな問題を抱えていた法華宗においてはその解決のために中心的な役割を果たしていたことが言えよう。このように、宗門のために、明治初頭の法華宗を支えたのは江戸組寺とも言える状況であったことも附言しておきたい。

また、明治五年の「寺院明細帳」では兼務もしくは不明であった各寺院にそれぞれ住職が配され、先述のように明治政府の宗教政策が二転三転していく中で、寺院、宗門を護るべく、それぞれの住職が組寺という繋がりを駆使しながら、寺院運営に尽力していた様子を見ることができるとはならないだろうか。

四、小結

江戸末期から明治維新期における江戸組寺の様子について少しく確認した。様々な史料から、様々なネットワークを駆使して組寺を守ろうとしていた事実を確認することができた。残念ながら江戸組寺の大半は関東大震災や第二次大戦時の空襲、移転や脱宗派等により、史料が散失・焼失しており、「法華宗年表」を確認しても江戸組寺に関する記述はほとんど確認出来ない。その中で「定」の記録や「寺院明細帳」、「寺院明細簿」の記録はこれまで知られていなかった法華宗の歴史の一端を埋めるものとなるであろう。と同時に先師が激動をどのように乗り越えたのか、どのようにして寺院を護ったかという姿は現在の寺離れ、仏教離れといった問題に対しての答えになり得るのではないかと考えられる。現状、無住寺院の増加は法華宗のみならず全宗門に亘る問題と言える。その中で、本山にこだわらないネットワーク、個々の人脈を用いての協力体制、宗門を支えるために尽力した江戸組寺の住職の姿は現代に於いても参考になり得ると確信している。

今後は今回確認出来た史料を基に、江戸組寺各寺院に対して調査を行い、その創立から近代までの動きを整理することで、江戸組寺についてさらに考察を深めたい。

註

- (1) 三吉廣明稿「法華宗江戸組寺「定」について」桂林学叢第三〇号 令和元年 四七～七八頁
- (2) 前掲稿 表3 五三～五四頁

明治初頭における江戸組寺の動向、「定書」の与えた影響（三吉廣明）

- (3) 前掲稿 六二―六七頁
- (4) 国史大辞典編集委員会編「国史大辞典」第七卷 九二〇頁
- (5) 同右 第十一卷 四六七―四六八頁
- (6) 本表は大谷栄一・吉水進一・近藤俊太郎編「近代仏教スタディーズ―仏教からみたもうひとつの近代―」法蔵館
平成二八年 二六五頁の「日本近代仏教史年表」に加筆修正したものである。
- (7) 前掲三吉論文 表3より抜粋
- (8) 法華宗東海教区宗務所編「法華宗東海教区寺院・教会歴代譜」大本山光長寺関係全寺院・教会 法華宗東海教区
宗務所。平成二七年
- (9) 同右、八八頁
- (10) 「日蓮宗・時宗本末一派寺院明細帳・東京府管轄武蔵国」東京都立公文書館蔵
- (11) 前掲三吉論文 表3参照の事。
- (12) 「日蓮宗明細簿・3冊ノ内・区之部・明治10年調製」東京都立公文書館蔵
- (13) 法華宗宗門史編纂委員会編「法華宗年表」法華宗（本門流）宗務院 昭和四七年
- (14) 同右 一九四頁
- (15) 同右 一九三頁